

家畜共済（牛・馬）

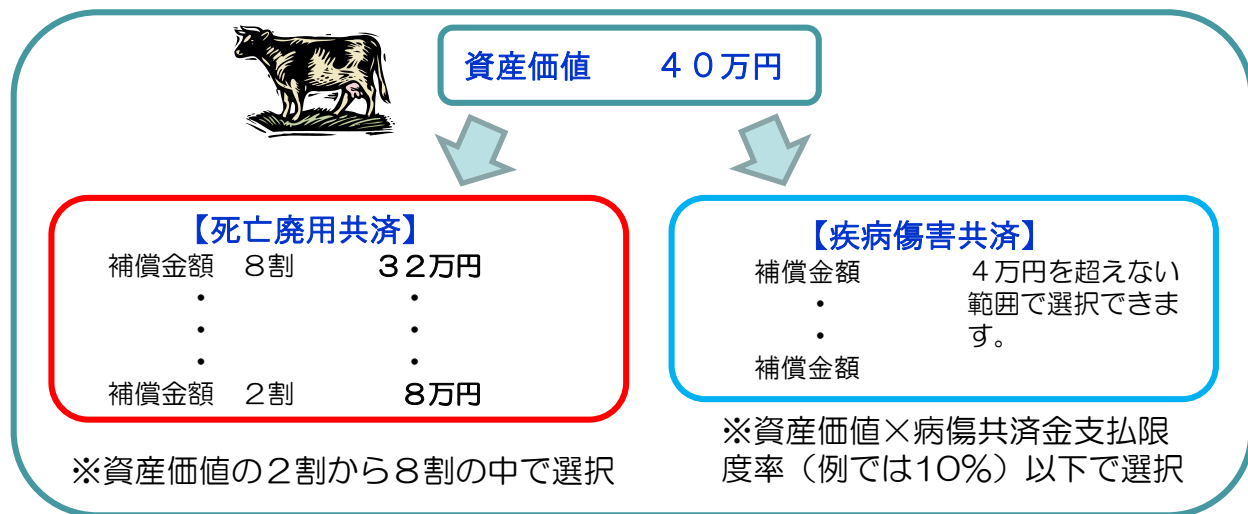
○加入申し込みについて

① 死亡廃用共済と疾病傷害共済として分離加入ができます。

家畜共済は、死亡事故・廃用事故を対象とした「死亡廃用共済」と病傷事故を対象とした「疾病傷害共済」の2種類となります。

加入につきましては、一方のみの加入及び別々の補償割合を選択した加入もできます。死亡廃用共済と疾病傷害共済をセットでご加入いただいた場合には、疾病傷害共済の事務費賦課金が50%割引となります。

（特定事故を対象とした事故除外方式のみの加入については割引対象外となります。）



② 共済掛金期間

組合が加入申込を承諾して、農家から掛金の払込みのあった日（共済掛金納付）の翌日から原則として1年間です。《更新時に補償内容の変更可能》

③ 共済価額及び共済金額

共済価額とは、個体の資産価値を求めるため、市場データを基に品種別、用途別、性別及び月齢別に評価額の基準を作成したものをういて価額を定めたものです。

共済金額とは、死亡廃用共済の場合、共済価額に8割から2割の範囲内で選択した付保割合（＝補償限度割合、責任期間中は同率のままです。）を乗じたものをいいます。

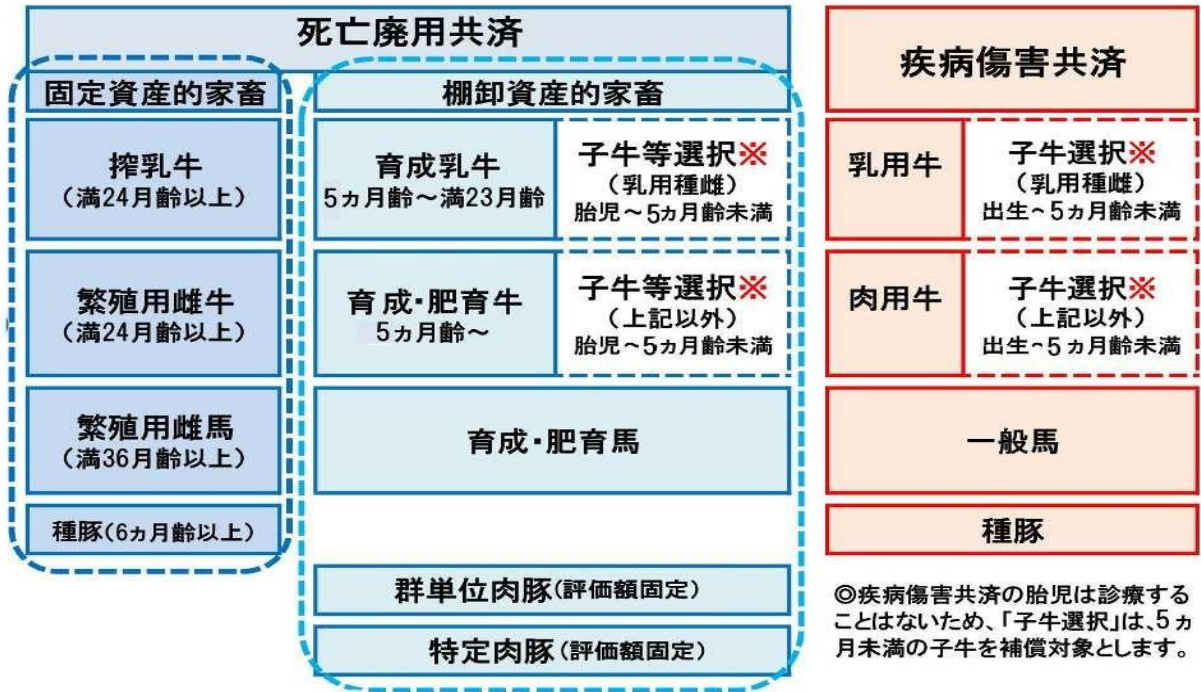
疾病傷害共済の場合には、期首の引受価額（※）に病傷共済金支払限度率を乗じた額を限度として組合員が申し出た金額となります。

（※）期首の引受価額＝期首時点の飼養家畜の合計価額（「50万円×引受頭数（期首時点の飼養頭数）を上限）

③ 包括共済家畜区分ごとに共済関係が成立します。

包括共済家畜区分にかかる共済関係は、組合員が、その飼養する当該区分に属する家畜を一体として家畜共済に付することを申込み、組合がこれを承諾することによって成立します。（子牛等を共済目的とする旨の申し出をする場合を含む。）

<包括共済家畜区分表>



死亡廃用共済と疾病傷害共済に分離されますので、どちらか一方のみの加入やそれぞれ別の補償割合や事故除外方式も選択できます。

死亡廃用共済では、子牛等（胎児を含む）を共済目的とするか否かを加入者が選択できます。

※ 胎児は、母牛又は出生親牛に種付けを行ってから240日目に達したものが対象となります。

※ 育成乳牛の子牛選択をしている場合、乳用種の雄（胎児）も対象になります。

疾病傷害共済では、子牛を共済目的とするか否かを加入者が選択できます。

④ 異動通知をお願いします。

飼養する対象家畜に異動を生じたときは、遅滞なくその旨を組合に通知が必要となります。通知を怠った場合には、共済金支払の免責となる場合がありますのでご注意願います。

1. 死亡廃用共済 養畜の業務の規模の著しい変更に伴う場合
2. 疾病傷害共済 飼養する家畜に異動が生じた場合であって、共済金額の変更を希望する場合、異動日から2週間以内にその旨を通知願います。

●牛トレサビリティ情報の届出は速やかに行ってください

- ・引受及び事故確認にトレサ情報を利用して、飼養等を確認しますので、**耳標の装着と出生・転入・死亡等の各種届出**は速やかに行ってください。

⑤ 共済掛金

死亡廃用共済＝共済金額×危険段階別共済掛金率×短期係数

疾病傷害共済＝共済金額×危険段階別共済掛金率

※危険段階別共済掛金率とは

共済金の支払いが多い農業者も少ない農業者も、同じ掛金率であると公平性が確保されないため、個人ごとの共済事故の発生状況に応じて、危険段階別共済掛金率を設定しています。

※共済掛金には、国庫負担限度額を基に算定した国の掛金補助があります。

⑥ 事務費賦課金

共済掛金に事務費賦課金を加えたものが、組合員負担掛金となります。

例：死亡廃用共済＝成牛、子牛及び牛の胎児、馬 共済金額1万円当たり 60円

例：疾病傷害共済＝成牛、子牛、馬 共済金額1万円当たり 780円

○死亡廃用共済における共済事故の一部除外（事故除外方式）

包括共済対象家畜	共済事故としないもの
搾乳牛、育成乳牛	<input type="checkbox"/> 火災、伝染性の疾病、または風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による死亡及び廃用（以下「特定事故」という。）以外の死亡及び廃用 <input type="checkbox"/> 特定事故による廃用以外の廃用 <input type="checkbox"/> 繁殖障害（5号廃用）、泌乳期疾病（6号廃用）
繁殖用雌牛、育成・肥育牛	<input type="checkbox"/> 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 <input type="checkbox"/> 特定事故による廃用以外の廃用 <input type="checkbox"/> 1号廃用、2号廃用、3号廃用
繁殖用雌馬、育成・肥育馬	特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用
種豚	次に掲げるいずれかの共済事故 <input type="checkbox"/> 特定事故による死亡及び廃用以外の死亡及び廃用 <input type="checkbox"/> 1号廃用、2号廃用及び3号廃用


1号廃用：疾病又は不慮の傷害によって死にひんしたこと。


2号廃用：不慮の災厄によって家畜それ自体の病傷の有無にかかわらず周囲の事情によって救うことのできない状態となること。


3号廃用：骨折、は行、両眼失明、牛伝染性リンパ腫、BSE若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって、使用価値を失ったこと。

死亡廃用共済(死廃事故)と疾病傷害共済(病傷事故)の分離による加入例


○包括共済(子牛・胎児含む)

酪農 	(1) 死亡廃用共済	
	搾乳牛	加入時(期首)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
	育成乳牛	期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
	育成・肥育牛	期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
(2) 疾病傷害共済		
	乳用牛(子牛選択あり)	加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
	肉用牛(子牛選択あり)	加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金

繁殖 	(1) 死亡廃用共済	
	繁殖用雌牛	加入時(期首)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
	育成・肥育牛	期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
(2) 疾病傷害共済		
	肉用牛(子牛選択あり)	加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金

肥育 	(1) 死亡廃用共済	
	育成・肥育牛	期間満了時(期末)の価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
	(2) 疾病傷害共済	
	肉用牛(子牛選択なし)	加入時(期首)の価額×病傷共済金支払限度率を超えない範囲×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金

○個別共済

	乳用種種雄牛、肉用種種雄牛	加入時(期首)の頭数×価額×付保割合×危険段階別共済掛金率+事務費賦課金
--	---------------	--------------------------------------

※加入にあたっては、出生、導入及び責任期間中の用途変更などの計画も見込んだ飼養頭数の申告に基づいて掛金が計算されます。

※乳牛雄子牛・F1子牛・ET子牛は育成・肥育牛(肉用牛)となります。

※期首時の飼養計画による飼養頭数と共済期間中の飼養実績頭数に基づき、共済掛金等算定額に差額が生じた場合には期末時に追徴・還付を行います。

○共済価額の設定について

【引受時】

- ①固定資産的家畜区分（搾乳牛、繁殖用雌牛（馬））は、共済掛金期間の期首の月齢（導入時の月齢）を適用します。
- ②棚卸資産的家畜区分（育成乳牛、育成・肥育牛（馬））は、共済掛金期間の期末月齢の価額を適用します。

【共済事故に係る家畜の価額】

- ①包括共済 次の表に定める金額

包括共済家畜区分	金額
搾乳牛、繁殖用雌牛、繁殖用雌馬及び種豚	共済掛金期間の開始の時ににおける当該家畜の価額
育成乳牛、育成・肥育牛及び育成・肥育馬	共済事故が発生した時ににおける当該家畜の価額

- ②個別共済 共済掛金期間の開始の時ににおける当該家畜の価額

○共済金の算定

死亡廃用共済

計算共済金＝損害の額（共済事故に係る家畜の価額－肉皮等残存物価額－手当金－支援金）×付保割合

疾病傷害共済（①か②のいずれか低い方）

損害の額①＝診療総点数×1点の価額（10円）×（90/100）※

※（制度上は診療点数は1点10円で計算され、その診療費の1割が組合員自己負担となります。）

損害の額②＝診療その他の行為によって組合員等が負担した費用×（90/100）※

○疾病傷害共済の診療費負担について（重要説明）

家畜共済制度では、初診料を含めた診療費全体の1割分が組合員の自己負担となります。ただし、NOSAI岩手家畜診療所の診療費は、制度で算定基礎とする診療点数1点の価額10円に2円を上乗せした12円での算定により診療費としての請求となります。このことは、NOSAI家畜診療所の安定経営のため、診療費の上乗せ分のご負担についてご理解いただくものであります。

（例）1,000点の薬剤使用による請求の場合

診療費（NOSAI岩手家畜診療所＝12円×1,000点＝12,000円） （家畜共済制度＝10円×1,000点＝10,000円）		
共済金（制度上の共済金 9,000円）	共済金 1割 （制度上の自己負担1,000円）	NOSAI岩手家畜診療所の上乗負担分 2,000円

○期末調整

- ・掛金期間終了時点で、確定した導入・出生・胎児死頭数から引受頭数を確定する
「期末調整」を必ず行います

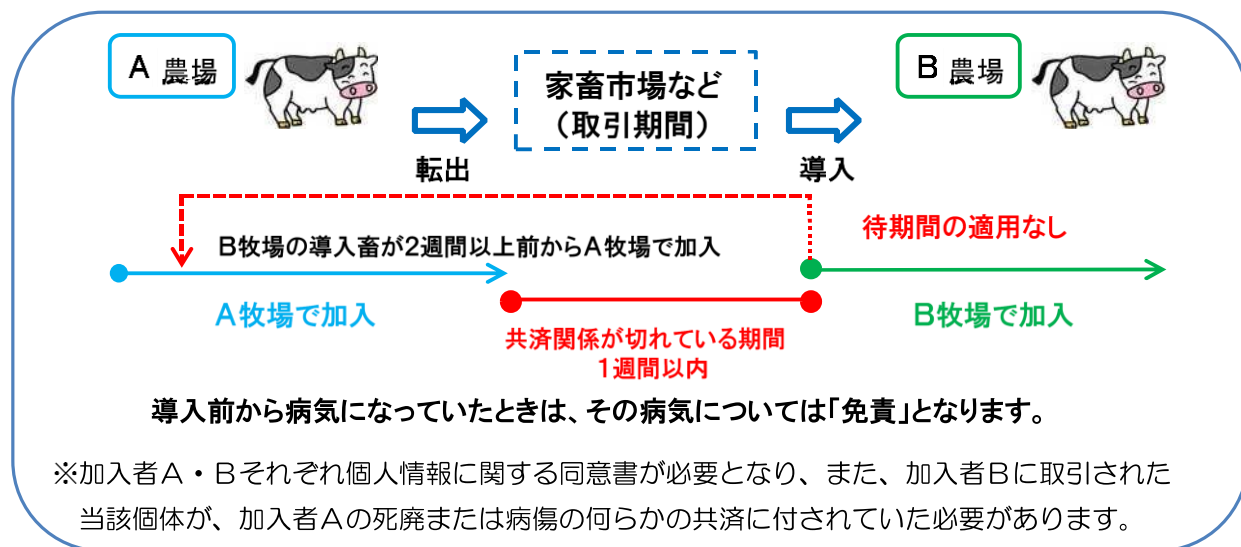
〈期首(申告)〉	〈期中〉	〈期末〉	〈期末確定後〉
期首頭数	導入・譲渡などの異動があっても付保割合は変動しません ➡ ただし、大規模な異動があったときは、2週間以内に増額等を申し出ることができます	期首頭数	牛個体識別情報等で、期中の飼養実績頭数を確定し、 共済掛金、共済金を再計算します
導入予定頭数		導入頭数	
出生予定頭数		出生頭数	
胎児死亡予定頭数		胎児死亡頭数	

期末調整では生まれた日から期末の月齢を計算します。(事故になっていても同じ)

- ・共済価額に差額が生じた場合、共済価額、共済金額、共済掛金及び死廃共済金支払限度額を再計算し、共済掛金及び共済金の差額を徴収または返還します。

○待期間の取扱い

これまでは、共済責任の始まった日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じた時は、原則として補償されませんでした。加入者間取引(加入者Aから加入者Bに取引された場合)については、一定の条件を満たせば補償されます。



○危険段階別掛金率の設定

- すべての加入単位ごとの適用される掛金率に危険段階が設定されます。
 - ・危険段階別掛金率は、家畜区分ごとに適用されます。
 - ・農家に適用する危険段階区分は、農家の過去10年間の加重平均損害率により毎年判定します。

○家畜共済の画像による事故確認方法について

家畜共済事務取扱要領第3章第1節第3款(4)

組合員が画像による損害確認を希望した場合

ア 家畜等の画像

- 撮影年月日データ及びGPSデータが付加された画像。
- 撮影場所の特定が困難な場合 家畜と撮影場所が農場内を示す目印。

以下により当該事故家畜が確認できる画像(下図を参照)

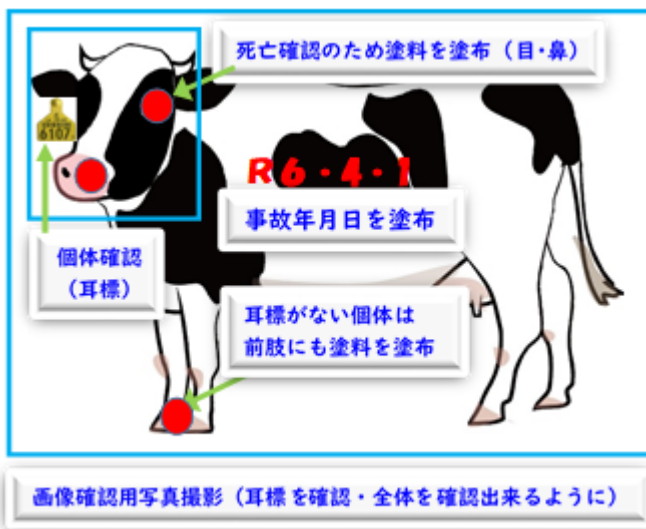
- 当該事故家畜の目及び鼻に塗料の塗布
- 生後1週間以内の耳標が装着されていない牛は目及び鼻に塗料の塗布に加え前肢地表に近い側の肢に塗布
- 同塗料により体表に死亡年月日が記載されている事
- 当該事故家畜の耳標(馬、豚は付票)及び全体像
- 当該事故家畜の推定年齢、性別、品種等
- 生後1週間以内の耳標が装着されていない牛は母牛の耳標が確認できる画像

イ 書類の画像

- 当該事故家畜の飼養記録が確認できる画像(馬、豚に限る)
- 当該事故家畜の母牛の繁殖関係書類(母牛の耳標、授精証明書、妊娠鑑定書)
- 当該事故家畜の既往歴等の記録から出生後に生存していたことが確認できる画像
- 気象上の原因による死亡の場合における証拠画像
- 畜舎施設焼失、風水害等状況確認できる、撮影年月日データ及びGPSデータが付加された画像

○罹災証明書等の出火、風水害等の事実が分かる書類の画像

※塗料については、乳用牛は赤色・肉用牛は白色とする。



○免責事項

次に掲げる場合には、共済金の全部または一部について支払われない場合があります。

1. 免責事由

- ア 組合員等が通常すべき管理その他損害防止の義務を怠ったとき。
- イ 組合員等が損害防止の処置の指示に従わなかったとき。
- ウ 組合員が異動通知、事故発生通知又は損害発生通知を怠り、又は悪意若しくは重大な過失によって不実の通知をしたとき。
- エ 組合員等が正当な理由がないのに組合員等負担共済掛金の払い込みを遅滞したとき。
- オ 家畜共済の申し込みをした組合員が、当該申し込みの際、現に飼養していた家畜で当該申し込みに係るもののうち疾病にかかり、若しくは傷害を受けていたもの又は疾病若しくは傷害の原因が生じていたものがあつた場合において、悪意又は重大な過失によってこれを通知せず、又は不実の通知をしたとき。
- カ 家畜共済に係る共済責任の開始する前に生じていた疾病若しくは傷害又はその原因が生じていた疾病若しくは傷害によって損害が生じたとき。
- キ 組合員等又は組合員等と同一の世帯に属する親族が故意または重大な過失によって損害を生じさせたとき。
- ク 家畜に係る共済責任開始日から2週間以内に当該家畜に共済事故が生じたとき。
※注 待期間適用除外あり
- ケ 死亡廃用共済に付された家畜であつて廃用に係るものを、あらかじめ組合等の承諾を得ずにと殺し、又は譲り渡したとき。 ※注 適用除外あり
- コ 組合員等が競馬法による競馬の競争に共済目的である馬を出走させたことによって損害を生じさせたとき。

2. 免責及び免責額の決定

- ア 牛伝染性リンパ腫に係る共済事故の場合
 - (ア) 牛伝染性リンパ腫感染拡大防止措置の実施を怠つた場合（4割）
 - (イ) と畜後廃用関係書類を受け取つた後3日を超えて組合に当該事故の発生通知をしなかつた場合
- イ 共済掛金の払い込みを遅延した場合（1工関連）
 - (ア) 掛金分納を行う場合において、第2回目以降の払い込みを遅滞したときは、払い込まれた時までの間に発生した共済事故については、共済金の全部を免責とする。
 - (イ) 期中の共済金額変更時の掛金を遅延したときは、異動の日から払込までに発生した共済事故に係る共済金の全額を免責する。
 - (ウ) 期末調整を行うときに、払込を遅延した時は、当該共済掛金期間の次の共済掛金期間において、払込までに発生した共済事故に係る共済金の全部を免責する。